

請求人

〇〇 〇〇 様  
〇〇 〇〇 様

伊東市監査委員 鈴木 將敬

伊東市監査委員 宮崎 雅薫

伊東市職員措置請求（住民監査請求）に係る監査の結果について（通知）

令和 8 年 5 月 7 日付けで請求人から提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく伊東市職員措置請求（住民監査請求）（以下「本件請求」という。）について、同条第 5 項の規定により次のとおり通知します。

記

## 第 1 請求の要旨

（以下原文のまま記載 ※前市長の表現については変更している。）

### 1 請求の趣旨

伊東市監査委員は、伊東市長 杉本 憲也（以下「市長」という。）に対し、前伊東市長 田久保 眞紀（以下「前市長」という。）に対して、令和 7 年 10 月 19 日執行の伊東市議会議員選挙費用 49,510,873 円及び令和 7 年 12 月 14 日執行の伊東市長選挙費用 32,734,705 円の合計金 82,245,578 円、並びにこれに対する各支出日から支払済みまで年 3 パーセント（法定利率）の割合による金員を請求するよう勧告することを求める。

### 2 請求の原因

#### (1) 虚偽記載行為

前市長は、令和 7 年 5 月 25 日執行の伊東市長選挙に立候補するに際し、選挙告示後に報道機関から提出を求められた経歴調査票に「東洋大学法学部科卒業〔原文ママ〕」との虚偽事項を記載した（資料 1）。前市長は、自らが大学を卒業していない事実を認識しつつ、故意にこの記載を行ったものである。この虚偽記載は、匿名通報（資料 2）を契機として発覚した。

前市長は、同選挙において当選し、令和 7 年 6 月、伊東市長に就任した。

そもそも同選挙において、前市長がこの虚偽記載を行わなければ、学歴詐称は問題とならず、市長選挙は通常どおり 1 回実施されるのみで足り、その後の不信任決

議、議会解散、市議会議員選挙、再度の不信任決議、失職及び市長選挙という一連の異常な経過は発生しなかった。

(2) 虚偽の隠蔽工作と起訴

前市長は、学歴詐称問題の発覚後も、その是正を図るところか、起訴状によれば、自ら権限のない印章を業者に発注し、卒業証書を偽造して伊東市議会正副議長及び市職員らに提示し、さらに百条委員会において宣誓の上、除籍を初めて知ったのは「6月の28日。大学の方に訪れた時」などと虚偽の証言を行った。これらの行為により、前市長は令和8年3月30日、有印私文書偽造、同行使罪、及び地方自治法（以下「法」という。）違反の罪で起訴された。

これらの事実は、前市長が自己の不正を自覚し、計画的にこれを隠蔽しようとしたことを強く推認させる。これは、後述する議会解散の動機が自己保身以外の何物でもなかったことを裏付ける。

(3) 全会一致の不信任決議と議会解散

上記の犯罪行為及び隠蔽工作を背景に、前市長は令和7年9月1日、伊東市議会から全会一致の不信任決議を受けた。

不信任決議が全会一致であったという事実は重要である。政策的対立を背景とする不信任であれば、議会内に首長を支持する勢力が一定程度存在するのが通常である。しかし、本件では全議員が不信任に賛成しており、これは本件不信任が政策的対立ではなく、首長自身の不正行為という個人的非違に起因するものであったことを明確に示している。

それにもかかわらず、前市長は直ちに辞職せず、同年9月10日、法第178条第1項を形式的根拠として伊東市議会を解散した。

(4) 伊東市に生じた損害

ア 市議会議員選挙費用

上記の議会解散の結果、伊東市は、本来その時点では実施する必要のなかった市議会議員選挙を執行せざるを得なくなり、少なくとも49,510,873円の選挙費用を市の財源から支出した（資料3）。

この市議選費用は、前市長が議会を解散しなければ発生しなかった費用であり、前市長の解散行為と最も直接的な因果関係を有する損害である。

イ 市長選挙費用

さらに、前市長は、改選後の市議会における再度の不信任決議により令和7年10月31日付で失職し、市は同年12月14日に市長選挙を執行した。これに伴い、少なくとも32,734,705円の選挙費用を市の財源から支出した（資料4）。

この市長選挙費用は、通常の任期満了に伴う市長選挙費用とは全く性質を異にする。前市長が虚偽記載等の不法行為を行わなければ、不信任も議会解散も失職も生じず、この費用は発生しなかった。また、前市長が不信任後に辞職していれば、少なくとも市議選費用は不要であったし、再度の不信任という経過を経る必要もなかった。いずれの点から見ても、この費用は前市長自身の行為選択の結果として生じた損害であると評価できる。

## ウ 損害の合計

以上のとおり、前市長の虚偽記載行為を根本原因とする一連の任務違背行為により、伊東市には合計 82,245,578 円の選挙費用を支出させる損害が生じた。加えて、これに対する各支出日からの遅延損害金が発生しており、その損害は日々拡大し続けている。

## 3 法的評価

### (1) 住民監査請求の対象性

法第 242 条第 1 項は、地方公共団体の長その他の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為、又は財産の管理を怠る事実等について、住民が監査を求めることができる旨を定めている。

本件において、伊東市が前市長に対して有する合計 82,245,578 円及び遅延損害金相当の損害賠償請求権（民法第 709 条）を市長が行使しないことは、法第 242 条第 1 項にいう「財産の管理を怠る事実」に該当する。

### (2) 解散権の限界と本件解散の違法性ないし著しい不当性

法第 178 条第 1 項は、首長が不信任決議を受けた場合に議会を解散することができる旨を定めている。しかし、同条の趣旨は、首長と議会との政策的対立を住民の判断に委ねることによって、二元代表制の均衡を維持する点にある。首長自身の不正行為に起因する全会一致の不信任から逃れるため、専ら自己保身の目的で解散権を行使することは、同条の予定するところではない。

本件においては、不信任の原因が政策的対立ではなく首長個人の不正行為であること、不信任決議が全会一致であったこと、前市長が起訴に至るほどの隠蔽工作を行っていたこと、さらには解散後の市議会議員選挙を経てもなお不信任が決議されたことに照らせば、本件解散は、法第 178 条が制度として許容する解散権行使の範囲を逸脱した違法な行為であるか、少なくとも著しく不当な行為であると評価できる。

仮に解散権行使の違法性が直ちに認められない場合であっても、住民監査請求においては「著しく不当な財務会計上の行為」もその対象となることから、本件解散が著しく不当な行為であるとの評価のもとで、本件請求は適法に維持される。

この点、伊東市議会自身も、首長の不祥事を理由とする不信任後の解散が制度趣旨を逸脱している旨の意見書を公表しており（資料 5）、このことも本件解散の異常性を裏付けるものである。

### (3) 任務違背行為

地方公共団体の長は、地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する法律上の義務を負う（法第 138 条の 2）。前市長は、この義務に違反し、民法第 709 条の不法行為責任を負う。

以上に述べた一連の事実、すなわち、大学を卒業していないことを知りながら報道機関への調査票に虚偽の学歴を記載したこと、自ら卒業証書を偽造して議長らに提示したこと、百条委員会で虚偽の証言をしたこと、そして全会一致の不信任を受

けてなお辞職せず議会を解散したこと、これらは一連一体の任務違背行為として評価されるべきである。

これらの行為は、住民福祉の増進という地方自治の本旨（法第1条、第1条の2）及び市民からの信託の趣旨に明らかに反し、委託者である市民の利益を犠牲にして前市長の私的利益を優先させたものであり、法第138条の2に定める誠実執行義務に違反する不法行為を構成する。

この一連の行為によって、伊東市には合計 82,245,578 円の損害が生じたのであるから、前市長はその全額について損害賠償責任を負うべきである。

#### (4) 因果関係

本件損害と前市長の行為との因果関係は、以下の理由により明白である。

市議会議員選挙費用 49,510,873 円については、議会解散がなければこの選挙は実施されなかったことから、前市長の解散行為との間に直接的な因果関係が認められる。

市長選挙費用 32,734,705 円については、以下のとおり、前市長の虚偽記載行為との間に相当因果関係が認められる。前市長が虚偽記載を行わなければ、市議会による不信任決議はなされず、議会解散や辞職・失職も生じる余地はなく、市長選挙が実施される原因自体が存在しなかった。また、虚偽事項の公表によって不信任を招けば、首長が解散権を行使したか否かを問わず、辞職又は失職の結果として市長選挙が実施されることは、地方自治の制度上当然に予定された帰結であり、通常人であれば容易に予見し得る結果である。

以上より、市議会議員選挙費用 49,510,873 円は前市長の解散行為との間に、市長選挙費用 32,734,705 円は前市長の虚偽記載行為との間に、それぞれ相当因果関係が認められることから、前市長は合計 82,245,578 円の損害についてその賠償責任を負う。

#### (5) 遅延損害金

不法行為に基づく損害賠償債務は、損害発生と同時に遅滞に陥る。したがって、各費用の支出日から年 3 パーセント（法定利率）の割合による遅延損害金が発生しており、市長がこれを含めた損害賠償請求権を行使しないことは、損害を日々拡大させていることに他ならない。

#### (6) 消滅時効の切迫と請求権行使の緊急性

不法行為に基づく損害賠償請求権は、被害者が損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないときは、時効によって消滅する（民法第 724 条第 1 号）。

本件において、伊東市が損害及び加害者を知った時期は、遅くとも議会解散がなされた令和 7 年 9 月 10 日、または前市長が失職した同年 10 月 31 日である。なお、市長選挙費用に係る請求権についても令和 10 年 12 月頃には消滅時効にかかるおそれがある。いずれの起算点によっても、最も早い基準によれば損害賠償請求権は令和 10 年 9 月頃には時効により消滅するおそれがある。

この点に関し、市長は、令和 8 年 2 月 28 日の報道において、「その間の給与返還ですとか、場合によっては損害賠償請求というようなことも、しっかりと対応して

いくことは私の責務だと思っています」と発言し（資料 6）、損害賠償請求の意向自体は示している。しかし、同発言は前市長に対する刑事裁判の確定を待つ対応する姿勢であると解される。

民事上の損害賠償請求権の行使は、刑事裁判とは法的に独立した手続であり、裁判の確定を待たずとも行使可能である。相当期間を経過してもなお権利行使をしなければ、その間に消滅時効が完成し、請求権の全額を回収し得なくなる現実的危険が存在する。

#### 4 怠る事実

伊東市は、前市長の一連の任務違背行為により、市議会議員選挙費用 49,510,873 円及び市長選挙費用 32,734,705 円の合計 82,245,578 円、並びにこれに対する遅延損害金相当の損害を被っている。伊東市が前市長に対して有する損害賠償請求権（民法第 709 条）を市長が行使しないことが、本件における「財産の管理を怠る事実」に該当する。

この点、市長は損害賠償請求の意向を示してはいるものの、刑事裁判の確定を待つ姿勢に終始しており、訴訟提起はもちろんのこと、催告その他の時効完成猶予措置すら講じられた形跡がない。

このまま推移すれば、不法行為に基づく損害賠償請求権は令和 10 年 9 月頃には消滅時効にかかるおそれがあり、遅延損害金も日々発生し続けている。権利行使の意向を口頭で示すのみで、具体的な法的措置を何ら講じないことは、法第 242 条第 1 項にいう「財産の管理を怠る事実」に該当すると言わざるを得ない。

#### 5 結論

よって、請求人は、伊東市監査委員に対し、法第 242 条第 1 項の規定に基づき、別紙事実証明書添えて、請求の趣旨のとおり厳正な措置を求めらる。

（監査委員注記：事実証明書の内容は省略した。なお、本件請求及び後述する意見陳述書の本文中、法第 138 条の 2 については、法第 138 条の 2 の 2 と解される。）

### 第 2 請求の受理

本件請求は令和 8 年 5 月 7 日に提出され、法第 242 条の要件を具備しているものとして認め、同年 5 月 18 日付けで受理した。

### 第 3 監査の実施

#### 1 監査の対象事項

令和 7 年 10 月 19 日執行の伊東市議会議員選挙（以下「市議選」という。）及び同年 12 月 14 日執行の伊東市長選挙（以下「市長選」という。）の費用について市が前市長に対し損害賠償請求権を有し、それを行使していないことが財産の管理を怠る事実にあたるかを対象事項とした。

## 2 請求人の陳述及び証拠提出

法第 242 条第 7 項の規定により証拠の提出及び陳述の機会を付与したところ、請求人の希望により令和 8 年 5 月 21 日に追加資料として意見陳述書及び意見書の提出があり、口頭による陳述は行われなかった。

請求の要旨を補足する意見陳述書の内容は次のとおりである。

- ・前市長が請求人等に対し、「大学には行かなくなった」と発言していたことがあり、個人的な会話の中で「卒業式には出席していないし卒業もしていない」旨の発言がされていました。この時点で虚偽を述べる動機は皆無であり、自然な流れの中で過去を率直に語ったものと理解されます。
- ・前市長は市議選に 2 回立候補していますが、その際の資料に 1 回目は大学名、2 回目は大学卒業として記載していることから段階的な虚偽学歴の拡張は自らの未卒業という事実を十分認識しながら意図的に虚偽の学歴を作り上げていく過程を如実に示すものです。
- ・前市長は市長選挙の数年前から自らが大学を卒業していない事実を明確に認識し、複数の関係者に語っていたにもかかわらず、報道機関の経歴調査票に「東洋大学法学部卒業」と記載し、就任後も広報誌に同様の虚偽学歴を掲載させ続けたことは明白な故意による虚偽記載です。
- ・学歴詐称問題の発覚後、卒業証書の偽造や百条委員会での虚偽証言など組織的な隠蔽工作を行い、令和 8 年 3 月 30 日に有印私文書偽造・同行使罪で起訴されるに至ったことから前市長が自己の不正を自覚し、計画的にこれを隠蔽しようとしたことを強く推認させるものです。
- ・令和 7 年 9 月 1 日の不信任決議は政策対立に基づくものではなく前市長個人の学歴詐称、文書偽造、虚偽証言という不正行為を理由として全会一致で可決されたものであり、このような不信任案に対して解散権を行使することは制度の趣旨から逸脱した自己保身のための濫用と評価され、この一連の経過により市に選挙費用支出という損害が生じました。これは、前市長が誠実に対応していれば回避できた損害であり、明確な因果関係が認められます。
- ・この一連の行為は法第 138 条の 2 に定める誠実執行義務に明らかに違反する任務違背行為であり、その結果として伊東市に莫大な損害を与えたものです。本件意見陳述書の内容を十分に考慮の上、本件請求に対し厳正な監査を実施し、市長に対する損害賠償請求の勧告をされるよう強く要望します。

(監査委員注記：陳述の内容は要点を記載し、意見書は陳述の内容を補強するものであるため省略した。)

## 3 関係人の陳述及び証拠提出

令和 8 年 5 月 28 日付け伊秘第 56 号により伊東市長から弁明書及び証拠書類の提出があった。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

監査により確認した主な事項は次のとおりである。

#### (1) 請求の原因に対する認否

市は、前市長自らが大学を卒業していない事実を認識しつつ、故意にこの記載（請求人において虚偽記載。以下「虚偽記載」という。）を行ったものかについては現時点で不知であるとしている。請求人が主張する虚偽記載から市長選に至る一連の異常な経過（以下「一連の経過」という。）の発生原因は前市長による虚偽記載であることは認めるが、虚偽記載を行わなければ一連の経過が発生しなかったかという点については現時点で不知であるとしている。議会解散の動機が自己保身であるか、市議選及び市長選費用が伊東市に生じた損害であり、かつ日々拡大し続けているか、また、前市長の解散行為及び失職と虚偽記載との因果関係については現時点で不知であるとしている。

#### (2) 不信任決議から市議選に至る経過等

##### ア 不信任決議から市議選に至る経過

前市長は、令和7年9月1日開会の市議会9月定例会において市長に対する不信任決議を受け、法第178条第1項の規定により同年9月10日に伊東市議会を解散し、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第2項の規定に基づき同年10月19日に市議選が執行された。

不信任決議の理由として、

- (ア) 地方自治法に基づく特別委員会の調査に協力しないなど法令遵守の姿勢に欠けること
- (イ) 辞職の意向を撤回するなど一貫性を欠く言動により市政を混乱させたこと
- (ウ) 公人として不適切な発言・対応を行っていること
- (エ) 業務手続を逸脱した事業者との交渉や、市政課題に関する事実を歪めるような発言により、市民の行政への信頼を損ねていること

などがあげられている。

- ・法第178条第1項に普通地方公共団体の議会において、当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、普通地方公共団体の長は、その通知を受けた日から10日以内に議会を解散することができる規定されている。
- ・公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第2項に地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から40日以内に行うと規定されている。

##### イ 補正予算及び歳出決算見込

令和7年9月10日の市議会解散に伴い、法第179条第1項の規定により同年9月11日付けで補正予算を専決処分し、同年10月31日開会の市議会臨時会において専決処分の報告承認がなされた。

- ・法第179条第1項に普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条た

し書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない」と規定されている。

この補正予算には、市議選の選挙費として 63,000,000 円が計上されている。

補正予算の内容及び歳出決算見込額（令和 8 年 5 月 28 日現在）は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	補正予算額	歳出決算見込額
市議会議員選挙費	63,000,000	49,510,873
人件費	13,479,000	11,616,732
職員手当等	13,479,000	11,616,732
市議会議員選挙経費	49,521,000	37,894,141
報酬	5,079,000	4,002,341
共済費	254,000	0
報償費	100,000	80,000
旅費	159,000	64,837
需用費	4,514,000	3,864,683
役務費	11,088,000	7,512,557
委託料	7,631,000	7,491,521
使用料及び賃借料	1,032,000	578,879
負担金補助及び交付金	19,664,000	14,299,323

### (3) 再度の不信任決議から市長選に至る経過等

#### ア 再度の不信任決議から市長選に至る経過

前市長は、不信任決議を受けて議会を解散した後、初めて招集された令和 7 年 10 月 31 日開会の市議会臨時会において再び市長に対する不信任決議が議決され、法第 178 条第 2 項の規定により同日失職したことに伴い、同年 12 月 14 日に市長選が執行された。

- ・法第 178 条第 2 項に議会において当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に対しその旨の通知があったときは、普通地方公共団体の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があった日においてその職を失うと規定されている。

#### イ 補正予算及び歳出決算見込

令和 7 年 10 月 31 日の前市長の失職に伴い、法第 179 条第 1 項の規定により同年 11 月 4 日付けで補正予算を専決処分し、同年 11 月 26 日開会の市議会 12 月定例会において専決処分の報告承認がなされた。

この補正予算には、市長選の選挙費として 37,000,000 円が計上されている。

補正予算の内容及び歳出決算見込額（令和 8 年 5 月 28 日現在）は、次のとおりである。なお、請求人が記載した選挙費用 32,734,705 円は同年 4 月 15 日現在のものであり、その時点での未払分が支払われたことにより金額に差異が生じている。

(単位：円)

科 目	補正予算額	歳出決算見込額
市長選挙費	37,000,000	32,944,372
人件費	10,541,000	10,974,487
職員手当等	10,541,000	10,974,487
市長選挙経費	26,459,000	21,969,885
報酬	4,696,000	4,671,096
職員手当等	944,000	1,412,590
共済費	404,000	546,145
報償費	100,000	78,000
旅費	143,000	78,869
需用費	2,434,000	3,199,689
役務費	8,718,000	5,614,773
委託料	2,813,000	3,362,487
使用料及び賃借料	756,000	785,895
負担金補助及び交付金	5,451,000	2,220,341

※歳出決算見込額については市長選挙費のうち令和 7 年 12 月 14 日執行分を記載している。なお、歳出決算見込額が補正予算額を上回るものについては、予算流用等で対応している。

#### (4) 損害賠償請求権と時効

ア 不法行為による損害賠償として、民法（明治 29 年法律第 89 号）（以下「民法」という。）第 709 条は、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うと規定しており、不法行為の成立には、故意・過失、権利・利益侵害、因果関係、損害の発生の要件が揃う必要がある。

イ 損害賠償請求権の時効について、民法第 724 条は不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅すると規定し、同条第 1 号は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないと規定している。（同条第 2 号略。）

## 2 判断

監査の対象は、市議選及び市長選の費用について市が前市長に対し損害賠償請求権を有し、それを行使していないことが財産の管理を怠る事実にあたるかどうかである。

本件請求は、市が前市長に対して有する損害賠償請求権（民法第 709 条）を市長が行使しないことが、本件における「財産の管理を怠る事実」に該当するとしているが、民法第 709 条に規定する不法行為による損害賠償請求権の成立には、故意・過失、権利・利益侵害、因果関係、損害の発生のすべての要件を満たすことが必要とされている。よって、請求人が主張する前市長の行為が不法行為に当たり、本市に損害賠償請求権が発生していると認められるのか、この点について検討する。

債権の管理を違法若しくは不当に怠っているかの判断については、「地方公共団体が

有する債権の管理について定める法 240 条、地方自治法施行令 171 条から 171 条の 7 までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない（最高裁平成 12 年（行ヒ）第 246 号同 16 年 4 月 23 日第二小法廷判決・民集 58 卷 4 号 892 頁参照）。もっとも、地方公共団体の長が債権の存在をおよそ認識し得ないような場合にまでその行使を義務付けることはできない上、不法行為に基づく損害賠償請求権は、債権の存否自体が必ずしも明らかではない場合が多いことからすると、その不行使が違法な怠る事実にあたるというためには、少なくとも、客観的に見て不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料を地方公共団体の長が入手し、又は入手し得たことを要するものというべきである。」（平成 21 年 4 月 28 日最高裁判所第三小法廷判決）とされている。

請求人は、令和 7 年 9 月 1 日の不信任決議は政策的対立ではなく、前市長の一連の行為に対し議決されており、前市長の一連の行為は法第 138 条の 2 の 2 に定める義務に明らかに違反するものであり、市議選及び市長選に係る支出は本市に莫大な損害を与えたものであることから、民法第 709 条に定める不法行為による損害賠償に当たり、市議会解散は法第 178 条が制度として許容する解散権行使の範囲を逸脱した違法な行為であるか、少なくとも著しく不当な行為であると主張している。しかしながら、不信任決議に対する議会解散権の行使は法第 178 条に基づく適法な手続きである。また、不信任決議を見ると、請求人が主張する前市長の一連の行為のみを理由として不信任決議がなされたものと認めることはできないことから、本件監査において法第 178 条の趣旨を逸脱する違法な行為であると認めることはできない。

また、請求人は、虚偽記載は前市長が故意に行ったものであると主張しているが、故意又は過失の有無については、慎重な判断を要するものであり、本件監査に提出された証拠のみをもってこれを判断することは困難である。

さらに、請求人は、市議選及び市長選費用並びに遅延損害金相当の損害発生との根拠として、市議選費用は市議会解散行為、市長選費用は請求人のいう虚偽記載行為との間にそれぞれ因果関係が認められると主張しているが、市議会解散については前述のとおり本件解散権の行使を違法な行為であると認めることはできない。また、市長選についても、請求人が主張する虚偽記載行為がなければ一連の経過が発生しなかったと認めるに足りる証拠はないことから、いずれも現時点において相当因果関係を認めることはできない。

なお、請求人は、不法行為に基づく損害賠償請求権について令和 10 年 9 月頃に時効消滅のおそれがあるとし、請求権行使の緊急性を主張しているが、請求人の見解を前提としても、現時点において直ちに請求権保全措置を講じなければ権利行使が著しく困難となる状況にあるとは認められない。

したがって、現段階において市が前市長に対して損害賠償請求権を有すると判断するに足りる証拠が認められず、損害賠償請求権が発生しているとはいえないことから財産の管理を怠る事実にあたることは認められない。

### 3 結論

以上の判断により、本件請求には理由がないものと認め、これを棄却する。